

勤労者ニュース No. 70

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6862 FAX 06-6858-5095 E-Mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

- ・ 障害者雇用の法定雇用率引き上げについて 1
- ・ 社会保険の加入拡大について 2
- ・ 公益通報者保護法が改正されました 3
- ・ 「知ろう認知症 12 のリスク」と「はじめよう 予防につながる 3 つ行動」 / けんしんのお知らせ 4
- ・ あなたのこころの状態はいかがですか? 5
- ・ 子育てのスタートは、ほっぺから 5
- ・ 仕事と介護の両立の相談先のご案内 6
- ・ 男女共同参画苦情処理制度って? / とよなか男女共同参画推進センター すとっぷのご案内 7
- ・ アドバイザー派遣のご案内 7
- ・ くらしかんのご案内 8



令和8年(2026年)7月から **障害者の法定雇用率が**



対象となる事業主の範囲が、**従業員 37.5 人以上** に広がります。
従業員 37.5 人以上 40.0 人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください!

◆対象となる事業主には以下の義務があります◆

- ・ 毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること。
- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するように努めること。

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援などの支援制度を利用できます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

「障害者雇用のご案内」⇒



短時間労働者の社会保険の加入拡大のポイント

(健康保険・厚生年金保険)

【ポイント1】

最低賃金の上昇により、週20時間以上働く方は、自動的に社会保険の加入要件を満たすため、賃金要件を意識する必要がなくなります

短時間労働者が社会保険に加入する場合、次の四つの要件を満たす必要があります。

- ① 所定内賃金が月額8.8万円以上であること（賃金要件）
- ② 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ③ 勤め先が従業員数（厚生年金保険の被保険者数）51人以上の企業であること（企業規模要件）
- ④ 学生ではないこと

賃金が時給1,016円以上になった場合に、週20時間以上働くと、月額賃金が8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たします。なお、週20時間以上働く方については、日本年金機構等に被保険者資格取得届の提出が必要です（③、④の要件も満たす必要があります。）。

● 働き方と社会保険加入の関係（51人以上の会社で働く方 学生を除く）

時給 1,016円以上 で 週 20時間 働くと自動的に 月額賃金 8.8万円以上 → 社会保険に加入

【ポイント2】

賃金要件（いわゆる年収106万円の壁）は令和8（2026）年10月に撤廃予定

全ての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働くすべての方が自動的に社会保険の加入対象になるため、令和7年年金制度改正法に基づき、令和8（2026）年10月に賃金要件を撤廃する予定です。

令和7年度地域別最低賃金で週20時間 働くと自動的に社会保険の加入対象 → 令和8（2026）年10月に 賃金要件を撤廃予定

【ポイント3】

今後、企業規模要件も段階的に縮小・撤廃されます

年金制度改正法に基づき、企業規模要件についても、段階的に縮小していきます。

従業員51人以上	従業員36人以上	従業員21人以上	従業員11人以上	従業員10人以下
現在	令和9（2027）年 10月から	令和11（2029）年 10月から	令和14（2032）年 10月から	令和17（2035）年 10月から

- 企業規模要件を満たさない企業でも任意で加入することができます
従業員の2分の1以上の同意があれば、短時間労働者も社会保険に加入することができます。

厚生労働省のHPは [こちら](#)



公益通報者保護法が改正されました

「会社で法令違反を見つけたけれど、通報したら自分が不利になるのでは…」そんな不安を抱える労働者を守るための法律が公益通報者保護法です。

この法律が近年の状況を踏まえて改正され、働く人にとってより安心して通報できる仕組みが整備されました。主なポイントをご紹介します。(令和8年(2026年)12月1日から施行)

1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

- 常時 300 人を超える労働者を雇っている事業者が、従事者の指定義務に違反した場合、これまでの「指導・助言」「勧告」に加えて、**勧告に従わないときには「命令」を出せるようにし、その命令に違反した場合は刑事罰を科す**仕組みを新たに設けます。
- また、これらの事業者に対しては、すでにある「報告を求める権限」に加え、**立入検査を行う権限**を新たに設けます。さらに、**報告しない・嘘の報告をする・検査を拒否するといった場合には、刑事罰を科す**仕組みも追加します。
- さらに、現行法で定める「体制整備義務」の一例として、労働者などに対して、**事業者が整備している公益通報への対応体制を周知する義務**があることを、法律上明示します。

2. 公益通報者の範囲拡大

- 事業者と業務委託契約を結んで働く**フリーランス、および契約終了後 1 年以内のフリーランス**も保護の対象となります。
- これらの人が**公益通報をしたことを理由に、契約解除その他の不利益な扱い**をすることを禁止します。



3. 公益通報を阻害する要因への対処

- 事業者が労働者などに対して、正当な理由もなく「通報しないと約束してほしい」などと求め、**公益通報を妨げることを禁止**します。もしこのような合意が行われても、**その合意自体は無効**になります。
- また、**正当な理由もなく、公益通報者を特定するための行為**をすることも禁止します。

4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

- 公益通報をした後 1 年以内に解雇や懲戒処分があった場合、**これらの処分は「通報が理由」としてされたものと推定される**こととなります。
- 公益通報を理由に解雇・懲戒をした者には、**直罰**を新設します。**法人に対する法定刑は 3,000 万円以下の罰金**となります。

困ったときは…

消費者庁では、公益通報制度に関する相談を受け付ける「公益通報者保護制度相談ダイヤル（一元的相談窓口）」を設置しています。お困りの際は、ぜひこちらもご活用ください。

電話番号：03-3507-9262

受付時間 平日 9:30～12:30、13:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

詳しくはこちらから



日々の生活習慣が認知症のリスクに!?

「知ろう 認知症12のリスク」と 「はじめよう予防につながる3つの行動」

～働く世代からの認知症予防習慣ナビ～



「働く世代からの認知症予防習慣ナビ」はこちらから



問合せ

健康推進課

TEL.06-6152-7381

Mail :

kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp

PICK UP!!

あなたに当てはまるリスクはどれ？

まずは「自分で改善できる」認知症リスクを知りましょう。

…………… 認知症を引き寄せる 12 のリスク……………

- 運動不足
- 喫煙
- 肥満
- 脂質異常症
- 不健康な食事
- 認知活動の低下
- 高血圧
- 難聴
- 日常的な過剰飲酒
- 社会的孤立
- 糖尿病
- うつ病



今日から始めよう、認知症の予防につながる3つの行動

- ① 運動
- ② 知的活動
- ③ コミュニケーション



運動不足、不健康な食事、糖尿病、高血圧…。日々の生活習慣が認知症のリスクになります。

リスクは中年期（40～50代）からの生活習慣病や生活行動に関わっています。まずは自分で改善できる認知症の12のリスクを知り、その予防につながる3つの行動を今日からはじめてみましょう！

「働く世代からの認知症予防習慣ナビ」と題して、特に働く世代や若年層に向けてマンガや動画で詳しく紹介しています。

世界の若者の約1/2に難聴リスク!? ヘッドホン難聴の動画はこちらから



若い世代でも認知症になる!? 若年性認知症の動画はこちらから



豊中市民対象のけんしん

★けんしん費用 **無料** ※けんしんの結果、精密検査が必要な場合は別途費用がかかります

★事業所・職場でのけんしんの機会のない人も **受診できます**

◆けんしん一覧◆

市民健診（30代の人等） 特定健診（40～74歳 国保加入者） 大腸がん検診

肺がん検診 前立腺がん検診 胃がん検診 乳がん検診

子宮がん検診 骨密度測定 歯科健診 肝炎ウイルス検査

対象年齢など
詳細はここでチェック!



受診方法

STEP1

医療機関を選ぶ



STEP2

医療機関へ予約

STEP3



対象者などお問合せは、豊中市ホームページまたは

けんしんお問合せダイヤル 06-6152-7538（平日9時～17時15分）



あなたのこころの状態はいかがですか？

こころの疲れや不調を感じていませんか？

日々の生活の中で無理が続くと、こころのバランスが崩れやすくなります。「こころの体温計」は、気軽にいつでも、どこでも、こころの状態をチェックできるシステムです。こころの体温、測ってみませんか？



あなたもここサボ
になりませんか？

誰もがこころの不調を経験する時代。こころの健康やストレスとの関係等について学べる 20 分の動画です。

URL <https://youtu.be/7rKUeu7duws>



ストレス対処法や
コミュニケーション
方法も学べます。

こころの健康相談（豊中市保健所 精神保健係）

☎06-6152-7315（平日9:00～17:00、
年末年始・祝日除く）

お酒の量は増えていませんか？

- 気持ちを落ち着かせるための飲酒
- 不安を解消するための飲酒
- 眠れないときに眠るための飲酒



このような飲酒は、飲酒量が増える傾向にあり、このような飲み方を続けていると、がんや高血圧、アルコール依存症など心と体に悪影響を及ぼすリスクが高まります。

また、令和6年(2024年)2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」では、少量の飲酒でもリスクが上がる病気があることが示されました。

自分の意思だけで飲酒習慣を変えることが難しい場合は、保健所にご相談ください。

【豊中市ホームページ「アルコールと健康障害」もご参照ください】



アルコール量を調べる方法や
お酒を減らすコツ等を掲載
しています。

子育てのスタートは、ほっぺから



0歳から就学前までのこどもと、保護者を対象に「遊び」「学び」「相談」の場を提供しています。無料の「プレイルーム」のほか、親子の触れ合いを大切に「遊びのイベント」や「子育て講座」なども開催しています。

子育て支援センター ほっぺ



- 乳幼児の子育て相談
- 電話相談・面談相談
 - 利用者支援事業（子育て支援コーディネーター）
 - 遊び場・就学前施設等の相談



ほっぺ南部分室

- あそび場の提供
プレイルームの様子



詳細は HP をご覧ください

*土曜日もプレイルームをご利用いただけます。またハローワークと共催イベントも実施！

仕事と子育て両立

○保育士による訪問相談（無料）

子育てに不安や悩みのあるご家庭に保育教諭等が訪問し、育児相談や子育てサービスの情報提供などを行います。訪問は、相談内容に応じて継続します。訪問を希望する方は、子育て支援センターほっぺまでお申し込みください。

◎月曜日～金曜日 9:00～17:00

◎対象 0歳～小学6年生のお子さんのいる家庭

【申し込み先】

豊中市立子育て支援センター ほっぺ

電話でのお申し込みはこちらから

☎06-6852-5526（月～金曜日
9:00～17:00）

kosodate@city.toyonaka.osaka.jp



こちらから
お申し込み
できます。



はぐくみセンター公式 X ほっぺちゃん通信

子育て情報を発信しています。是非フォローしてね☆彡



仕事と介護の両立の相談先

～介護の悩み抱え込まないで～

ご家族の介護など「このままで大丈夫だろうか」「誰に相談すればいいのかわからない」といった不安やお困りごとはありませんか。下記の窓口では、ご家族の状況に応じて、介護に関するさまざまなご相談をお受けしています。ご家族だけで抱え込まず、どうぞお気軽にご相談ください。

地域包括支援センター「ほっと」

市の委託を受けた高齢者相談窓口です。相談は無料です。

社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師などの専門職が、介護や介護予防、認知症などの相談に応じています。

電話での相談のほか、ご自宅を訪問して相談をお聞きすることもできます。

センター名	電話 /FAX	担当小学校区	センター名	電話 /FAX	担当小学校区
柴原	6850-3451/ 6840-5310	刀根山・大池 桜井谷・桜井谷東	柴原 (螢池分室)	6836-9764/ 6836-9766	螢池・箕輪
少路	6854-7878/ 6854-7884	上野・東豊台・ 東豊中	少路 (北緑丘分室)	6854-7808/ 6854-7883	北緑丘・野畑・少路
千里	6155-1030/ 6835-7375	北丘・東丘・西丘	千里 (南丘分室)	6833-5565/ 6833-5575	南丘・新田 新田南・東泉丘
中央	6841-9384/ 6858-3054	桜塚・克明・南桜塚	中央 (熊野田分室)	4865-5160/ 4865-5170	熊野田・泉丘
緑地	6867-0577/ 6867-0588	寺内・緑地・北条	緑地 (高川分室)	7650-8513/ 7659-4436	小曾根・高川・豊南
服部	6865-1278/ 6865-1279	豊島・豊島北・ 中豊島	服部 (原田分室)	6849-2278/ 6849-2279	原田・豊島西
庄内	6335-0787/ 6335-0789	庄内よつば学園 【(旧)庄内西・庄内 南・千成】	庄内 (幸町分室)	6336-0222/ 6336-0234	庄内さくら学園 【(旧)野田・島田・ 庄内】

〈問い合わせ先〉福祉部 長寿安心課 相談支援係 ☎06-6858-2866

老人介護者(家族)の会

認知症や寝たきり等の高齢者を介護している方々が集まり、介護者同士が話し合い、介護の方法や情報交換を行い、手を取り合って福祉向上をめざしています。

【会費】会員・賛助会員：年間1,200円 特別賛助会員：年間3,000円

〈問い合わせ先〉社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 ☎06-6848-1279

男女共同参画苦情処理制度って？

セクハラやマタハラで困っている、職場で性別による差別を受けている、これってハラスメント・・・？
このようなことで困っていたら、お気軽にご相談ください。

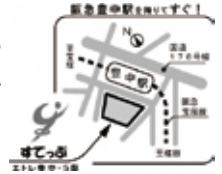
詳しくはホームページをご覧ください。⇒



●男女共同参画苦情処理窓口●

受付日時：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時15分（電話）※専門相談員の面談については要予約
TEL：06-6840-8055 Mail: danjokujou@city.toyonaka.osaka.jp

とよなか男女共同参画推進センター すてっぴ
すてっぴは、豊中市域のあらゆる分野への男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図ることを目的に事業を行う施設です。



情報ライブラリー【問合せ TEL：06-6844-9735】

男女共同参画推進に関する図書・資料（約23,000点）等の閲覧・貸出などを無料で利用できます（貸出にはすてっぴ情報ライブラリーカードが必要）。また、職場研修に使えるDVD・ビデオの貸出も行っています。

New

女性活躍推進拠点コーナー【予約・問合せ TEL：06-6844-9778】

情報ライブラリー内に設置。就職活動のサポートや転職・キャリアプランの相談、職場での困りごと、働く女性の心のケアなど、仕事に関するさまざまな悩みに対応しています。月に2回、出張ハローワーク相談も実施。求人情報の紹介や就労に関する具体的な相談も可能です。また、フリーランス・副業、起業（経営・税務）についての相談や、事業者向けの社労士相談も行っています。就労のための作業スペースやPC貸出サービス、コワーキング利用も可能。ミニイベントも実施します。女性が一歩踏み出し、自分らしく社会で活躍できるよう、包括的にサポートします。



豊中市女性総合相談支援窓口【予約・問合せ TEL：06-4866-6822】

あなたの「困りごと」に寄り添う相談窓口です。電話・メール・LINE・面談など、ご都合に合わせて無料でご相談いただけます。必要に応じて、同行支援や関係機関との連携も行い、安心して次の一歩を踏み出せるようサポートします。まずはお気軽にご相談ください。



男性のための相談【専用 TEL：06-6844-9111 予約・問い合わせ TEL：06-6844-9739】

電話相談 第1～3木曜日 18時～20時（相談員直通）
面接相談 第4土曜日 14時～16時（要予約）
※面接相談はZoomも可
男性相談員による男性専用の相談です。

4/1から変更

学び・交流の場（講座・イベント）

女性の就労支援や各種講座の実施、研修講師派遣もいたします。詳しくは、お問合せください。
【問合せ TEL:06-6844-9773】

	受付・開館時間	閉館・休館日
ロビー	9:00～21:30	水曜日・年末年始
貸室	9:00～21:30 （受付は17:30まで）	水曜日・年末年始
情報ライブラリー	10:00～20:00 （日曜は17:00まで） 貸出は17:00まで	水曜日・祝日・毎月最終火曜日・特別整理期間 年末年始
相談室	9:00～17:00まで	水曜日・日曜日・祝日・年末年始
ステップホームページ https://toyonaka-step.jp		

市民活動の場（駅近の貸ホール・貸会議室）【問合せ TEL:06-6844-9774】

会議・研修・市民活動などに使える貸室です（営利目的利用は不可）。ロビーには印刷機、コピー機、授乳室、子どもが遊べるキッズスペースもあり、幅広くご利用いただけます。

就業規則の変更や労務管理のお悩みに！

「働き方アドバイザー」をご活用ください！

労働・雇用（労務）を巡る環境は、法改正を含め、変化することも少なくありません。そういった変化に対し、自社の制度や就業規則などが適応しているかどうか、自社だけで対応することは大変です。そんなときは、労働・労務の専門家である「働き方アドバイザー」にご相談を！
社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し、無料で労働や労務に関するご相談を受けることができます。働き方に関する法改正も進む中、自社の就業規則の見直しや労働環境の整備などに、ぜひご活用ください。



対象：豊中市内の事業所など 費用：無料（5回まで）

申込み：豊中市ホームページに掲載の申込書に記入し、必要書類を添えてくら

し支援課にご提出ください。

★申込書のダウンロードはこちらから→

問合せ：市民協働部くらし支援課 TEL:06-6858-6862 Mail: shigoto@city.toyonaka.osaka.jp



生活情報センターくらしかん

相談窓口のご案内

生活情報センターくらしかんでは、市民のみなさんが安全で、豊かなくらしを送るために、消費生活に関する契約のトラブルやクーリングオフなどの相談を行っています。また、失業や多重債務により経済的に困窮しているなど、くらしや生活再建に関する相談のほか、労働者、事業者の労働相談を行っています。

消費生活相談

(電話相談可)

契約のトラブルなど、消費生活に関する苦情や問合せに、専門の相談員が被害の救済と相談者自身の力で問題を解決するためのお手伝いをしています。

なお、ご相談は豊中市内に在住、在勤の方となります。

相談日時：月曜～金曜日 9時～17時

電話番号：06-6858-5070

くらし再建パーソナルサポートセンター

(面談のみ・要予約)

経済的な問題や住居に関しての困りごと等くらしの不安を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。

なお、ご相談は豊中市内に在住の方のみとなります。

相談日時：月曜～金曜日

9時～17時

相談予約：06-6858-5075

多重債務者生活相談

(面談のみ・要予約)

消費者金融等からの借入の返済に困っている方を対象に、債務の整理方法をアドバイスします。手続きを進めるために、必要に応じて弁護士や司法書士につなぎます。

なお、ご相談は豊中市内に在住の方のみとなります。

相談日時：月曜～金曜日

9時～12時、13時～16時

相談場所：火曜～木曜日(くらしかん)

月曜日・金曜日

(青少年交流文化館いぶき)

相談予約：月曜～金曜日 9時～16時

電話番号：06-6858-6656

労働相談

(電話相談可)

豊中市では従業員の方や事業者の方向けに無料で労働相談を行っています。上司からのハラスメントなど、労働トラブルに専門の相談員が対応いたします。

相談日時：月曜日・水曜日・金曜日

10時～12時、13時～16時

電話番号：06-6858-6862

※午前中の相談は予約優先。

※オンライン予約はこちらから



*いずれの窓口も年末年始、土日祝日は受け付けておりません

お問い合わせ先

豊中市市民協働部 くらし支援課

〒560 0022 豊中市北桜塚 2-2-1

生活情報センターくらしかん TEL:06-6858-6863

